

平成29年6月2日

体育保健課

飛込指導のあり方等については、昨年7月に湯梨浜町内小学校での飛込練習において発生した重大事故を含め、平成28年度中に県内小学校で飛込により病院を受診した事故が6校で発生していたことを踏まえ、県教育委員会においてもその取扱いについて検討してきた。

この度、各市町村教育委員会、関係団体からいただいた意見を総合的に勘案した結果、学校プールでの飛込練習について下記の通り方針を定め、別紙のとおり各市町村教育委員会に通知した。

今後、飛込指導に係る講習会を、東・中・西部で開催する。

1 学校プールでの飛び込み練習に係る県教育委員会の方針

学校プールでの飛込練習について、今後は、児童の安全性の確保のため、小学校では学習指導要領に準じて、課外活動においても飛込指導を原則行わないこととする。

ただし、県教育委員会が開催する飛込指導に係る講習会を受講した者のみが、例外的に飛込指導を行う。

2 県教育委員会が開催する飛込指導に係る講習会

県水泳連盟から講師を招き、以下のとおり開催する。

- ・東部会場：6月8日（木）鳥取市立河原市民プール
※午前の部と午後の部の2回開催
- ・中部会場：6月6日（火）県立倉吉東高等学校プール
※午後の部を1回開催
- ・西部会場：6月9日（金）県営東山水泳場
※午前の部と午後の部の2回開催

3 鳥取県小学校体育連盟の対応

県小体連が開催する「県小学校運動記録会（水泳）」では、スタート位置を①スタート台、②フロア、③水中の中から児童が選択することになった。

ただし、郡市の小体連が開催する記録会でのスタート方法については、各郡市の小体連が協議して決定する。

【参考】小学校での課外活動における飛込指導を禁止することに対する主な意見

(1) 各市町村教育委員会からの意見

○飛込み禁止への反対意見

- ・全面禁止ではなく、教員への研修を実施して安全に配慮して飛込指導を行うといった折衷案はないか。
- ・事故が起これば、何でも禁止するという考えはいかがなものか。
- ・飛込みができなくなることによって大会への参加児童も減り、競技力の向上に影響が出る。
- ・課外活動において飛込指導が禁止になった場合、大会によってスタートのルールが異なると学校が混乱するのではないか。

○飛込み禁止への賛成意見

- ・飛込指導する教員にとっては、荷が下りて楽になるかもしれない。
- ・水泳指導の目的は、飛込みではなく、みんなが泳げるようになることだと思う。

(2) 鳥取県水泳連盟からの意見

鳥取県水泳連盟が実施している大会は日本水泳連盟の競技規則（スタートは飛び込みによって行う）に則って実施しており、ルールの変更はできない。

第201700040191号

平成29年5月15日

各市町村教育委員会教育長 様

鳥取県教育委員会教育長



小学校での課外活動における飛込指導について（通知）

水泳等の事故防止については、スポーツ庁次長通知（平成29年4月28日付29ス庁第99号）を受け、平成29年5月1日付第201700031199号により体育保健課長が通知したところです。

本県においても学校プールでの飛込練習において重大事故が発生していることを踏まえ、「学校の課外活動で行われる水泳の飛込指導に係る調査（H29年3月実施）」を実施し、飛込指導のあり方等について各市町村教育委員会、関係団体からいただいた意見を総合的に勘案した結果、学校プールでの飛込練習について下記の通りの方針といたします。

については、貴管下の学校を御指導いただきますとともに、今後も水泳等の事故防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、飛込指導に係る講習会の日程等については、改めて連絡させていただきます。

記

学校プールでの飛込練習について、今後は、児童の安全性の確保のため、小学校では学習指導要領に準じて、課外活動においても飛込指導を原則行わないこととする。

ただし、県教育委員会が開催する飛込指導に係る講習会を受講した者のみが、例外的に飛込指導を行う。

担当：体育保健課学校体育担当 池田

電話：0857-26-7922